

土砂災害警戒避難ガイドライン検討委員会（第1回）

参 考 資 料 － １－２

土砂災害防止法について
土砂災害対策の３本柱

参1
参2

平成１９年１月１５日

国土交通省 河川局砂防部

土砂災害防止法について

- 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知やソフト対策を推進しようとすることを目的に平成13年に土砂災害防止法^{*}が施行された。

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- 土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- 基礎調査に関する指針
- 土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

（土砂災害のおそれがある区域）

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

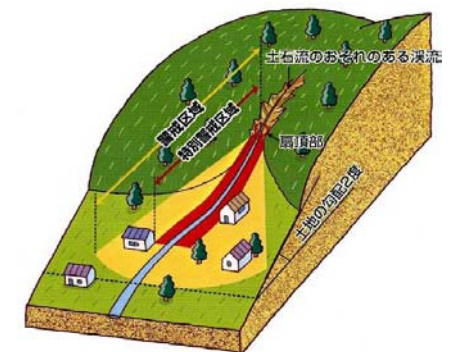
（建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域）

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

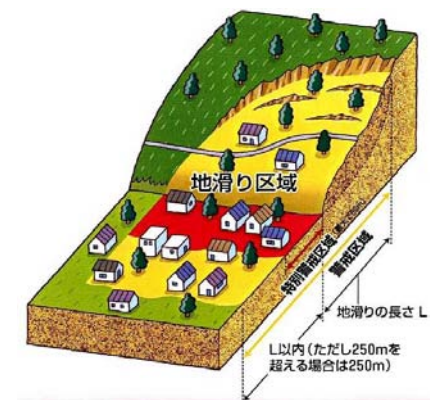
●急傾斜地の崩壊



●土石流



●地滑り



〈警戒避難体制〉

- ・市町村地域防災計画（災害対策基本法）

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転支援〉

- ・住宅金融公庫融資等

土砂災害対策の3本柱

- ① 人命、財産を保全するハード対策「**施設整備**」
- ② 避難により、人命を保護するソフト対策「**警戒避難**」
- ③ 土砂災害危険箇所における新たな住宅開発を抑制するためのソフト対策「**土地利用規制**」

